

第 1 8 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 1 1 月 2 5 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 午後4時00分 から 4時25分

2. 開催場所 せたな町健康センター 総合検診室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号 土地現況証明願について
第5	承認第1号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について
第6	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
第7	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 18 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦労様でございました。 総会前に利用状況調査取りまとめ会議も終了しまして、また本日は総会後になつぽし選手権もございます。本日は大変忙しいことです。
会長	また、先日の新潟県への視察研修、大変お疲れ様でございました。 まずは、佐渡島にございます佐渡乳業で■■■■■■■■■■に大変丁寧な説明を受けました。その後に、J A 佐渡大型和牛繁殖支援施設にて、■■■■■■■■■■からも丁寧な説明をいただき、営農振興課■■■■■■■■■■に施設の案内をしていただきました。翌日には、長岡市の新潟県農業総合研究所作物研究センターでは、■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■より説明いただきました。
会長	新潟は食べ物もおいしく、コシヒカリはもちろん、佐渡の和牛は A 5 ランクということで大変満足しました。家に帰ってその話をしましたところ、A 5 ランク以上の皮肉をくらしまして、そんな話はするものではないなあと反省いたしました。
会長	視察に関しては、大変有意義なものでございました。いろいろな勉強をさせてもらいました。農業委員会本質としての土地の養生、土地の価格、後継者問題など時間が許すのであれば、様々な質問をしたかったのですが難しかったようです。 そして、視察の感想文の提出期限が本日までということで、一番苦になっておりますが。みなさんは終わってますでしょうか。
会長	本日の総会は、議案第 4 号まで案件と承認 1 号がございます。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
事務局長	ありがとうございました。 只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議

議長 規則第 13 条の規定により、6 番阿部委員、7 番松崎委員を指名いたします。
この指名は、第 18 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和 7 年 11 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 13 番。譲渡人が、[redacted]、[redacted] さん。譲受人
が、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted] の計 6 筆、現況地目は田と用悪水路、面積が [redacted] m²、こちらの契
約につきましては売買でございまして、田の単価が [redacted] 円、用悪水路
の単価が [redacted] 円、売買価格が [redacted] 円でございます。理由につきま
しては、農地を買入れ、営農に励みたいためでございます。

事務局 こちらの法人は株式会社であり、主たる事業は農業、構成員、議決権
の過半が農業関係者であります。また、役員の過半も農業に従事してお
り、内 1 人以上が農作業に従事している会社であります。
以上のことから、[redacted] は農地所有適格法人の要件を満た
しており、次項別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、
許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

大羽委員 はい。

議長 はい、大羽委員。

大羽委員 はい、こちらの案件の流れ的にはわかるのですが、一度地元の農家へということにはならなかったのですか？

議長 はい、事務局。

事務局 えー、そうですね、■■■■さんの今のところを地元でどなたかが使うという話にはなっていませんでした。
■■■■さんでは、玉ねぎの種子栽培があるため手放したくなかったと思うのです。他の地元の農家さんで引き続き玉ねぎやってくださるところはなくということだったと思います。

事務局 今回の所在地にはハウスが建っています。実際に他の方が使うとなると、そのハウスの撤去費用が■■■■さんにかかってきてしまいます。今回の売買金額は田んぼの単価で■■■■円です。会議の場と言うのははばかりれるのですが、実際この金額で売買できるような土地ではないと思います。あそこの土地では破格の条件です。

事務局 地元の農家さんには相談していない形にはなりますが、ただ、地元の方の雇用の場にはなっています。季節雇用の方が多いのですが。
■■■■さんでは、玉ねぎの関係で社員を1人雇い地元に住んで、実際に作業されるとのことでした。地元の方の気持ちといいますか、■■■■さんですとか、意向にもなっているのかなとは思っております。

議長 はい、よろしいですか？

大羽委員 はい。

議長 では、他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 土地現況証明願について】

議長 「日程第4 議案第2号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。

令和 7 年 11 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 18 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は雑種地、利用状況につきましては雑種地でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2025 年 11 月 10 日に森委員、渥美委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、4 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 19 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は畑と雑種地、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者は、[REDACTED]、[REDACTED] さん外 2 名。願出者は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2025 年 11 月 10 日に金谷委員、小島代理、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、5 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 20 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2025 年 11 月 10 日に金谷委員、小島代理、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、5 ページの図 2 のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

西川委員

はい。

議長

はい、西川委員。

西川委員

18 番の所有者が [REDACTED] となっているのですが、これは元々農地だったものを [REDACTED] が所有していたということですか？

事務局 当時の経過はわからないのですが、この農地の一部を [REDACTED] [REDACTED] さんで昔々に取得したのではないかなと思うのですが。

西川委員 昔々...

事務局 はい、この2年3年の話ではないです。

西川委員 農地って、こういう人たちも買えるのですか？

事務局 ここでどのように買ったかと説明できないのですが、おそらく変電施設とかなので、買えなくはなかったのかなあと思うのです。本来ならば公募地目も変更しなければならなかったと思うところではあります。

事務局 農地法ではなく登記に係る法律で、おそらく5条申請して許可され、所有権登記をする際に地目変更登記も併せてしなければならないはずなのにしていなかったのではないかと思います。
当時の経過が不明で正確なところはお答えできないのですが、そういうことではなかろうかとは思います。

議長 局長はいかがですか？

事務局長 たぶん、公的な理由に基づいて購入することができたのだと思います。当たり前にはいってできないと思うのです。その公的な理由を今明確には言えないのですが、たぶんそうではないかなあと思います。

議長 はい、わかりました。
西川委員、よろしいでしょうか。

西川委員 はい。

議長 では、他に質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 承認第1号 せたな町農業委員会事務局員の任免について】

議長 「日程第5 承認第1号 せたな町農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページ目をご覧ください。
承認第 1 号。せたな町農業委員会事務局職員の任免について。
せたな町職員の事務分掌異動に伴う農業委員会事務局職員について、次のとおり専決により発令したので承認を求める。
令和 7 年 11 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 こちらにつきましては 11 月 1 日付け、せたな町の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございました。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により農業委員会総会に上程し、承認を求めるものでございます。
免任が小林和仁、せたな町農業委員会出向を解く。任用が西田良子、せたな町農業委員会局長を命ずる、でございます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
承認第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 7 年 11 月 25 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 145・146 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

事務局 利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2025年12月から2028年12月までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、新規の契約で、令和8年から支払い開始でございします。

事務局 以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に適合するものと考えます。以上でございします。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第4号 土地現況証明願について】

議長 「日程第7 議案第4号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案3ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和7年11月25日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料3ページをご覧ください。
番号21番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、公簿地目は畑、現況地目は宅地と雑種地、利用状況につきましては宅地と雑種地でございします。願出理由は地目変更登記のためとなつてございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]さんでございします。

2025年11月21日に金谷委員、小島代理、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、4ページの図1のとおりでございします。

事務局 番号22番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、公簿地目は田、現況地目は田と原野、

事務局

利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

2025年11月20日に金谷委員、小島代理、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、5ページの図2のとおりでございます。

事務局

番号23番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、公簿地目は山林、現況地目は山林、利用状況につきましては採草畑でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

2025年11月21日に西川委員、松崎委員、高橋委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地であることを確認しております。場所につきましては、6ページの図3のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第18回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 1 月 30 日

会議録署名委員

6 番 阿部 紹子

7 番 松崎 豊

議 長

原田 嘉博